

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.27
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 株式会社The capital
代表取締役 畑野 幸治
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
【報告義務発生日】 令和8年1月26日
【提出日】 令和8年2月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Def consulting
証券コード	4833
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社The capital
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成28年11月1日
代表者氏名	畠野 幸治
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社Def consulting 管理部 岩崎 雅一
電話番号	080-3408-9897

(2)【保有目的】

安定株主として保有

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,752,410		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A 14,000,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 29,752,410	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		29,752,410
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		14,000,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年1月26日現在)	V	72,122,015
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		34.55
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		39.88

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和7年8月26日付で、EVO FUNDと提出者の間で最大1,610,000株を上限としてEVO FUNDに貸し付けることに同意した株券貸借契約を締結いたしました。（貸借期間：令和7年8月26日から令和9年3月18日まで）なお、本契約に基づき貸し付けられていた1,610,000株については、令和7年9月29日付で一時的に全て返還されました。その後、定められた同条件にて、令和7年10月1日付で再度1,610,000株をEVO FUNDに貸し付けておりましたが、本契約に基づき、令和7年10月9日付で1,610,000株が一時的に全て返還されました。そして定められた同条件にて、令和7年10月14日付で再度1,610,000株をEVO FUNDに貸し付けておりましたが、本契約に基づき、令和8年1月26日付で1,610,000株が全て返還されました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	1,842,921
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	1,842,921

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地